

神戸空港条例施行規則の改正（案）に関する意見公募手続の結果

1. 意見募集期間

2024年10月17日（木曜）から11月15日（金曜）まで

2. 意見件数

2件

3. 意見の概要と神戸市の考え方

意見の概要	神戸市の考え方
<p>国際線施設に指定管理者制度を導入するのであれば、より高い運営手腕を得られるよう競争入札のような形で運営会社が決められるべきであることから、提出させる書類の中に以下の項目を追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者が想定する委託料の明示・長期的な運営ビジョン、需要に応じた施設拡張計画・テナントの誘致戦略・国際線の誘致計画 <p>また、提出させる書類に関西エアポート社以外を排除するような要求事項を盛り込まないよう要望する。</p>	<p>今回の規則改正は、新ターミナル等の運営に係る指定管理者の指定を受けようとする者に提出を求める書類を定めるものです。</p> <p>運営にあたって必要な事項については、本規則改正案に定める書類において記載されることとなります。</p>
<p>法人本体および役員について、刑罰、行政罰、行政処分、行政指導、業務改善命令、改善勧告などの有無を報告させる必要があるのではないか。</p>	<p>本規則改正案第19条第6号に規定する「市長が必要があると認める書類」として、申請する者が本市の業務を担うにあたって不適切な事項に該当しないことを確認する書類の提出を求めます。</p>